

那覇市公報

第 1 8 6 3 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 市税に関する申告期限等の指定について (納税課) 747
- 告示の訂正について (納税課) 748
- 地縁による団体の告示事項の変更について (まちづくり協働推進課) 749
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について (保護管理課) 750
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について (保護管理課) 751
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について (保護管理課) 752
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について (保護管理課) 753

◇ 公 告 ◇

- 令和 6 年度那覇市立壺屋焼物博物館企画展「(仮) 國吉清尚展」図録制作委託に係る制限付一般競争入札の実施について (文化財課) 754
- 制限付一般競争入札 (事後審査型) の実施について (クリーン推進課) 756
- 所有不動産の登記移転等に係る公告 (首里大名町自治会) (まちづくり協働推進課) 758
- 所有不動産の登記移転等に係る公告 (首里平良町自治会) (まちづくり協働推進課) 760

- 那覇市市有地分筆測量業務委託（寄宮 3 丁目 1 番 1）に係る制限付一般競争入札の実施について（管財課） 761
- 「経年防火水槽調査業務委託契約」に係る制限付き一般競争入札の実施について（消防局警防課） 764

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について 766

◇選挙管理委員会告示◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について 767
- 那覇市議会議員補欠選挙について 768

告 示

那覇市告示第 160 号
令和 6 年 6 月 19 日
掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和 47 年那覇市条例第 80 号)第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(令和 6 年 1 月那覇市告示第 475 号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 7 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 6 年 7 月 31 日とする。

那覇市長 知念 覚

都道府県	指定地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北市、河北郡津幡市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

那覇市告示第 162 号
令和 6 年 6 月 20 日
掲 示 済

告示の訂正について

令和 6 年 6 月 19 日付け那覇市告示第 160 号にて告示した市税に関する申告期限等の指定について、次のように訂正があるので告示する。

那覇市長 知念 覚

令和 6 年 6 月 19 日付け那覇市告示第 160 号について、次のように訂正する。

訂正前

都道府県	指定地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北市、河北郡津幡市、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

訂正後

都道府県名	地域
富山県	全域
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

那覇市告示第 164 号
令和 6 年 6 月 21 日
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

1 名 称 首里赤田町自治会

2 変更があった事項及び内容

代表者の氏名

(変更前) 氏名 与那嶺 民恵

(変更後) 氏名 佐和田 健治

那覇市告示第 171 号

令和 6 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 寛

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
友利産婦人科	医療法人祐の会	令和 6 年 5 月 1 日～ 令和 12 年 4 月 30 日
那覇市字国場 1177-1		
みやら内科クリニック	医療法人べすま	令和 6 年 5 月 1 日～ 令和 12 年 4 月 30 日
那覇市真嘉比 1 丁目 7 番 1 号 2・3 階		
医療法人社団一淑会 那覇おとなこども歯科・矯正歯科	医療法人社団一淑会	令和 6 年 6 月 1 日～ 令和 12 年 5 月 31 日
那覇市上之屋 1 丁目 20 番 9 号 富士屋オーシャンビル 1 階 105 号室		

那覇市告示第 172 号

令和 6 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
友利産婦人科	医療法人 祐の会	令和 6 年 5 月 1 日
那覇市古波蔵 2-25-34		
みやら内科クリニック	宮良 忠	令和 6 年 5 月 1 日
那覇市真嘉比 1 丁目 7 番 1 号 2・3 階		
薬志堂薬局首里店	有限会社 薬師堂	令和 6 年 5 月 31 日
那覇市首里久場川町 2 丁目 131 番地		

那覇市告示第 173 号

令和 6 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 寛

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護ステーションおむすび		令和 6 年 6 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 265 番地 14 アメニティ首里 503 (那覇市首里石嶺町 2 丁目 265 番地 14 アメニティ首里 401)	
訪問看護ステーション JIMMY Nine		令和 5 年 8 月 1 日
所在地	那覇市安里 3 丁目 1-51 又吉ビル 1 階 (那覇市壺屋 1-26-20 ライオンズマンション壺屋第 3 206 号室)	

那覇市告示第 174 号

令和 6 年 7 月 1 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
訪問看護ステーションおむすび		令和 6 年 6 月 1 日
所在地	那覇市首里石嶺町 2 丁目 265 番地 14 アメニティ首里 503 (那覇市首里石嶺町 2 丁目 265 番地 14 アメニティ首里 401)	
訪問看護ステーション JIMMY Nine		令和 5 年 8 月 1 日
所在地	那覇市安里 3 丁目 1-51 又吉ビル 1 階 (那覇市壺屋 1-26-20 ライオンズマンション壺屋第 3 206 号室)	

公 告

那覇市公告第 248 号

令和 6 年 6 月 19 日

掲 示 済

令和 6 年度那覇市立壺屋焼物博物館企画展「(仮) 國吉清尚展」

図録制作委託に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき制限付一般競争入札を実施するため、同令第167条の6及び那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第4条第1項の規定に基づき次のように公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 6 年度那覇市立壺屋焼物博物館企画展「(仮) 國吉清尚展」図録制作委託
- (2) 履 行 場 所 那覇市壺屋1丁目9番32号 那覇市立壺屋焼物博物館
- (3) 履 行 内 容 仕様書のとおり
(仕様書の配布方法は当市ホームページからダウンロード)
- (4) 契約予定日 令和 6 年 8 月 6 日 (火)
- (5) 履 行 期 間 契約締結日から令和 6 年 10 月 20 日 (日) まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 那覇市物品購入等入札参加者の資格等に関する要綱第10条第1項に規定する物品購入等入札参加資格者名簿(令和 6・7 年度)に県内業者で登録されている者で、業種が普通印刷で登録されている者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに定める者に該当しないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、同項の規定による入札に参加させない期間が経過していること。
- (4) 市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 経営状態が健全であると認められること。
- (6) 代表者、役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のアからウまでの全ての要件に該当すること。

- ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という。))第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ。)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- イ 暴力団又は暴力団員の統制下にならないこと。
- ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (7) 公告日から入札執行日までの間に、本市か那覇市物品購入等競争入札取扱要綱に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと(同要綱別表指名停止等基準表に該当していないこと)。

3 入札説明について

- (1) 内 容 入札説明書のとおり
- (2) 入札説明書配布方法 当市ホームページからダウンロード

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 6 年 7 月 31 日(水) 午後 2 時
- (2) 場 所 那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号 那覇市立壺屋焼物博物館 3 階
図書講座室 ※郵送等による入札は認めません。
※駐車場はございませんので、近隣の有料駐車場または公共交通機関をご利用ください。

5 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札額の 100 分の 5 以上の入札保証金を、納付しなければ入札に参加できません。ただし、那覇市契約規則第 8 条第 1 項の各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

6 入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 提出方法 持参
- (2) 提出期限 令和 6 年 7 月 17 日(水) 午後 5 時
- (3) 提出場所 那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号 那覇市立壺屋焼物博物館 2 階

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 お問い合わせ

那覇市立壺屋焼物博物館

〒902-0065 那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号

電話 098-862-3761 FAX 098-862-3762

Email C-TUBOYA001@city.naha.lg.jp

那覇市公告第 247 号
令和 6 年 6 月 19 日
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名：脱水汚泥ホップ切り出し装置整備修繕
(し尿等下水道放流施設)
- (2) 履行期間： 契約締結日から令和 6 年 12 月 31 日
- (3) 履行場所： 那覇市し尿等下水道放流施設(浦添市伊奈武瀬 1 - 5 - 11)
- (4) 業務概要： 別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2. 入札参加資格要件

- (1) 別紙仕様書で指定する業務を誠実に履行することができる業者。
- (2) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している業者。

3. 入札保証金

免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

4. 契約保証金

免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 3 号による）

5. 本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：伊集

TEL : 098-889-3567 FAX : 098-888-1274

6. 入札及び開札日程

日時 : 令和 6 年 7 月 17 日 (水) 午前 10 時

場所 : 那覇市クリーン推進課 会議室

7. 入札の無効

入札心得を参照。

8. 落札者の決定方法

入札心得を参照。

9. 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和 6 年 7 月 16 日までとする。

那覇市公告第 252 号
令和 6 年 6 月 21 日
掲 示 済

次の認可地縁団体が所有する不動産登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明するものです。

那覇市長 知念 寛

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：那覇市首里大名町自治会

区域：那覇市首里大名町（大名第三・第五団地及び、大名むつみ、大名第二、大名市営住宅各自治会の区域を除く）

主たる事務所の所在地：那覇市首里大名町 1 丁目 306 番地

2 不動産に関する事項

土地の地目：宅地、地積：248.84 m²、

所在地：那覇市首里大名町 1 丁目 347 番

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所
(表題部所有者)

名嘉山 兼亀	首里市大名区 1 / 21
宇良 宗寛	首里市大名区 1 / 281
大城 ウシ	首里市大名区 1 / 120
新垣 良太郎	首里市大名区 3 - 124
又吉 マカト	首里市大名区 2 / 102
又吉 宗敬	首里市大名区 1 / 194
嵩元 弘	首里市大名区 3 / 142
富名腰 加那	首里市大名区 2 / 154
上運天 賢宝	首里市大名区 2 / 10
瑞慶覧 長盛	首里市大名区 1 / 91
屋我 昌保	首里市大名区 3 / 7
大山 盛吉	首里市大名区 1 / 376
城間 盛喜	首里市大名区 1 / 281

名嘉山 兼助 首里市大名区 2 ノ
永山 盛和 首里市大名区 2 ノ 4
宇良 宗廣 首里市大名区 1 ノ 271

3 公告期間 令和 6 年 6 月 21 日から令和 6 年 9 月 21 日まで

4 意義を述べる方法

那覇市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

那覇市公告第 253 号
令和 6 年 6 月 21 日
掲 示 済

次の認可地縁団体が所有する不動産登記の特例について、地方自治法第 260 条の 46 第 2 項の規定により公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存または移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明するものです。

那覇市長 知念 覚

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：那覇市首里平良町自治会

区域：那覇市首里平良町 1 丁目から 2 丁目まで

主たる事務所の所在地：那覇市首里平良町 2 丁目 67 番地

2 不動産に関する事項

土地の地目：原野、地積：472 m²、所在地：那覇市首里石嶺町 3 丁目 286 番 1

：原野、地積：361 m²、所在地：那覇市首里石嶺町 3 丁目 286 番 2

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(表題部所有者)

新垣 眞義 首里市平良区 2 ノ 46

比嘉 亀次郎 首里市平良区 5 ノ 7

宮城 亀千代 首里市平良区 2 ノ 46

宮城 永藏 首里市平良区 2 ノ 14

比嘉 二郎 首里市平良区 1 ノ 1

3 公告期間 令和 6 年 6 月 21 日から令和 6 年 9 月 21 日まで

4 意義を述べる方法

那覇市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 3 項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

那覇市公告第 280 号

令和 6 年 7 月 1 日

那覇市市有地分筆測量業務委託（寄宮 3 丁目 1 番 1）に係る制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 及び第 167 条の 5 の 2 に基づき、事後審査型制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、つぎのとおり公告する。

那覇市長 知念 寛

1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市市有地分筆測量業務委託（寄宮 3 丁目 1 番 1）
- (2) 履行内容：業務内容（別紙 1）仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和 6 年 12 月 19 日まで
- (4) 様式等：那覇市ホームページからダウンロード

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないものであること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 那覇市に本店、または支店があること。
- (4) 次のア・イ・ウに挙げるいずれかの条件を満たす者であること。
 - ア 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であること。
 - イ 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
 - ウ 本市法制契約課の令和 6 年度入札参加資格者名簿に登録があり、予定された入札日及び委託期間が登録の有効期間の範囲内であること。
- ※市ホームページの「令和 5 年度・6 年度登録業者一覧 委託【測量】」でご確認ください。
- (5) 土地家屋調査士又は測量士の有資格者を有する者であること。
- (6) 主任技術者について、土地家屋調査士又は測量士の有資格者を配置できる者であること。
- (7) 本市の市税等の納入義務があるものについては、市町村税の滞納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続

き開始の申立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てをしていないものであること。

- (9) 経営状況が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。（公告日の 3 か月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。（8）に該当するものを除く。）
- (10) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。

3 契約条項を示す場所

那覇市ホームページ内

4 入札説明会について

入札説明会は行いませんので、入札心得及び仕様書を熟読してください。

5 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

（別紙 2）質問書を管財課宛に e-mail 又は FAX で送信すること。

※メール又は FAX 送信後、必ず確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和 6 年 7 月 12 日（金）午後 5 時

(3) 回答方法

令和 6 年 7 月 19 日（金）までに那覇市ホームページへ掲載する。

質問の提出がない場合は、回答の掲載は行いません。

6 入札執行の日時及び場所等

(1) 入 札 開 札 日

令和 6 年 8 月 7 日（水）午後 2 時

(2) 入 札 場 所

那覇市役所本庁舎（那覇市泉崎 1-1-1）5 階 501 会議室

7 入札、開札及び落札者の決定に関する事項

(1) 入札方法

入札書による紙入札

※入札金額は消費税及び地方消費税額を含めない金額を記入すること。

(2) 入札時提出書類

ア （別紙 3）入札書

イ 代理人が入札する場合にあつては（別紙 4）委任状

ウ 印鑑証明書 複写可

(3) 落 札 者 の 決 定

ア 入札ならびに開札後、落札候補者を決定する。落札候補者は資格審査書類を提出し、入札参加資格の条件をすべて満たすことが確認できた場合、その者を落札者とする。

※詳細は（別紙 5）一般競争入札心得を参照

イ 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。

8 資格審査書類の提出 (落札候補者のみ提出)

落札候補者は指定された期日までに次の書類を提出すること。

- (1) (別紙 6) 入札参加資格審査申請書
- (2) (別紙 7) 誓約書
- (3) 土地家屋調査士又は測量士の資格者証の写し
- (4) 登記事項証明書 (履行事項全部証明書・写し可)
- (5) 市町村税納税証明書 (滞納のない証明書・写し可)

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印 (代理人の場合は代理人の印) を欠く入札
- (5) 入札書の表示金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の者の代理を
なした入札
- (9) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (10) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (11) 再度入札 (2 回目・3 回目の入札) の前の入札に不参加の者がした入札
- (12) 郵送による入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札保証金、契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。
- (2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条第 9 号により免除する。

11 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 (本庁舎 5 階)

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画グループ (担当: 比嘉)

TEL: 098-862-9904 FAX: 098-862-9352

那覇市公告第 279 号

令和 6 年 7 月 1 日

「経年防火水槽調査業務委託契約」に係る制限付き一般競争入札の
実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 経年防火水槽調査業務委託契約
- (2) 履行場所 那覇市消防局（別紙仕様書のとおり）
- (3) 履行内容 別紙特記仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日

2 入札参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等が必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業（調査業務）を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 令和 5・6 年度県内委託業者に登録されている者。
- (6) 市町村税等を滞納していないこと。
- (7) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず又は関係していないこと。
- (8) 沖縄県内に本社又は営業所等があること。

3 参加資格の確認

入札への参加を希望する者については、参加資格の確認を行うので、入札参加資格審査申請書、印鑑証明書（原本）、業務実績調書、誓約書（市指定様式）、使用印鑑届（市指定様式）、市町村税等完納証明書（写し可）、財務諸表（写し可）、登記事項証明書（履歴事項全部証明書：写し可）を令和 6 年 7 月 8 日（月）までに提出してください。郵送での提出の場合についても、提出期限までに必着するようお願い

いします。

印鑑証明書、完納証明書及び登記事項証明書は 3 カ月以内に取得したものを提出してください。

4 仕様書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 令和 6 年 7 月 1 日 (月) から令和 6 年 7 月 8 日 (月)

※土日祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時を除く)

(2) 配布方法 那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。

※FAX、郵送での配布は行いません。

5 入札説明会 実施しない

6 入札日時及び場所

(1) 日時 令和 6 年 7 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分から

(2) 場所 那覇市消防局 4 階 会議室 2 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)

7 入札時提出書類

(1) 入札書 (市指定様式)

(2) 代理人が入札する場合は委任状 (市指定様式)

※市指定様式は、那覇市ホームページよりダウンロードして下さい。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の 100 分の 5 以上の額を那覇市に納付しなければならない。

(2) 契約保証金 那覇市契約規則第 30 条第 9 号に基づき免除する。

9 入札の無効

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

10 その他

郵送による入札は認めません。提出された書類は返却いたしません。

11 問い合わせ先

那覇市消防局警防課 担当 野原

T E L : 098-867-0911

F A X : 098-869-1190

E-MAIL : F-KEIB0001@city.naha.lg.jp

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 8 号

令 和 6 年 6 月 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定 (登録) 番号	第 216 号
指定工事店名	有限会社サガワ設備工業
営業所所在地	沖縄県浦添市西原 3 丁目 10 番 11 号
代表者氏名	砂川 智志
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日
	至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 6 年 6 月 7 日
異動事由	営業所所在地の変更

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号

令 和 6 年 6 月 7 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会

委員長 前 原 常 雄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 1 2 4 人

2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 6 9 5 人

3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 5, 3 8 9 人

那覇市選挙管理委員会告示第 15 号
令 和 6 年 6 月 10 日
掲 示 済

那覇市議会議員補欠選挙について、以下の事由により執行を行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 前 原 常 雄

選挙を執行すべき事由

公職選挙法第 113 条第 1 項第 6 号に基づく市議会議員補欠選挙を行う必要が生じたため。